

雇用保険制度の概要

雇用保険制度の概要

雇用保険制度は、

- ① 労働者が失業してその所得の源泉を喪失した場合、労働者について雇用の継続が困難となる事由が生じた場合及び労働者が自ら職業に関する教育訓練を受けた場合及び労働者が子を養育するための休業をした場合に、生活及び雇用の安定並びに就職の促進のために失業等給付及び育児休業給付を支給するとともに、
- ② 失業の予防、雇用状態の是正及び雇用機会の増大、労働者の能力の開発及び向上その他労働者の福祉の増進を図るための二事業を行う、雇用に関する総合的機能を有する制度である。

<雇用保険の被保険者>

- 雇用保険の適用事業に雇用される労働者は被保険者となる。
- ただし、一般被保険者については、「1週間の所定労働時間が20時間未満である者」、「同一事業主に継続して31日以上雇用されることが見込まれない」等の要件に該当する方は適用対象外となる。

失業等給付

保険料率：8/1000（労使各4/1000）

【求職者給付（基本手当等）・就職促進給付】 国庫負担割合：1/4又は1/40等（※1、2）（求職者給付のみ）

- 労働者が失業した場合、『基本手当』として、離職前賃金の50%～80%（給付日額2,196～8,490円（※3））を、年齢と被保険者期間、離職理由に応じて、90日～330日の給付日数の間、失業認定を受けた日について支給。
- 受給資格者が早期再就職等した場合に、就業手当や再就職手当、就業促進定着手当等を支給。
 - ※1 雇用情勢及び雇用保険の財政状況が悪化している場合は1/4、それ以外は1/40。
 - ※2 定率負担とは別に、一定の要件の下で機動的に一般会計から繰入可能。
 - ※3 令和5年8月以降適用。

【教育訓練給付】 国庫負担なし

- 主体的な能力開発を支援するため、雇用保険の被保険者又は被保険者でなくなってから1年以内にある者等が厚生労働大臣の指定する教育訓練を受け、修了した場合に、訓練費用の一定割合（※）を支給。
 - ※ 一般教育訓練給付：20%（上限10万円/年）、特定一般教育訓練給付：40%（上限20万円/年）、専門実践教育訓練給付：最大70%（上限56万円/年）

【雇用継続給付】 国庫負担割合：1/80（令和6年度までの暫定措置。原則は1/8。）（介護休業給付のみ）

- 高年齢雇用継続給付：60歳到達時点の賃金からの低下分の一定割合等を支給。
- 介護休業給付：被保険者が介護休業をする場合、最大93日間、休業前賃金日額の67%（3回まで分割可能）を支給。

育児休業給付

保険料率：4/1000（労使各2/1000）

国庫負担割合：1/80（令和6年度までの暫定措置。原則は1/8。）

- 被保険者が出生時育児休業や育児休業を取得した場合において、一定の要件を満たした場合、原則子が1歳になるまでの間、休業開始から通算180日までは休業前賃金日額の67%※（180日経過後は50%）を支給。
 - ※ 給付が非課税であること及び育児休業期間中の社会保険料免除を加味すると、休業前の手取り賃金の実質80%相当。

雇用保険二事業

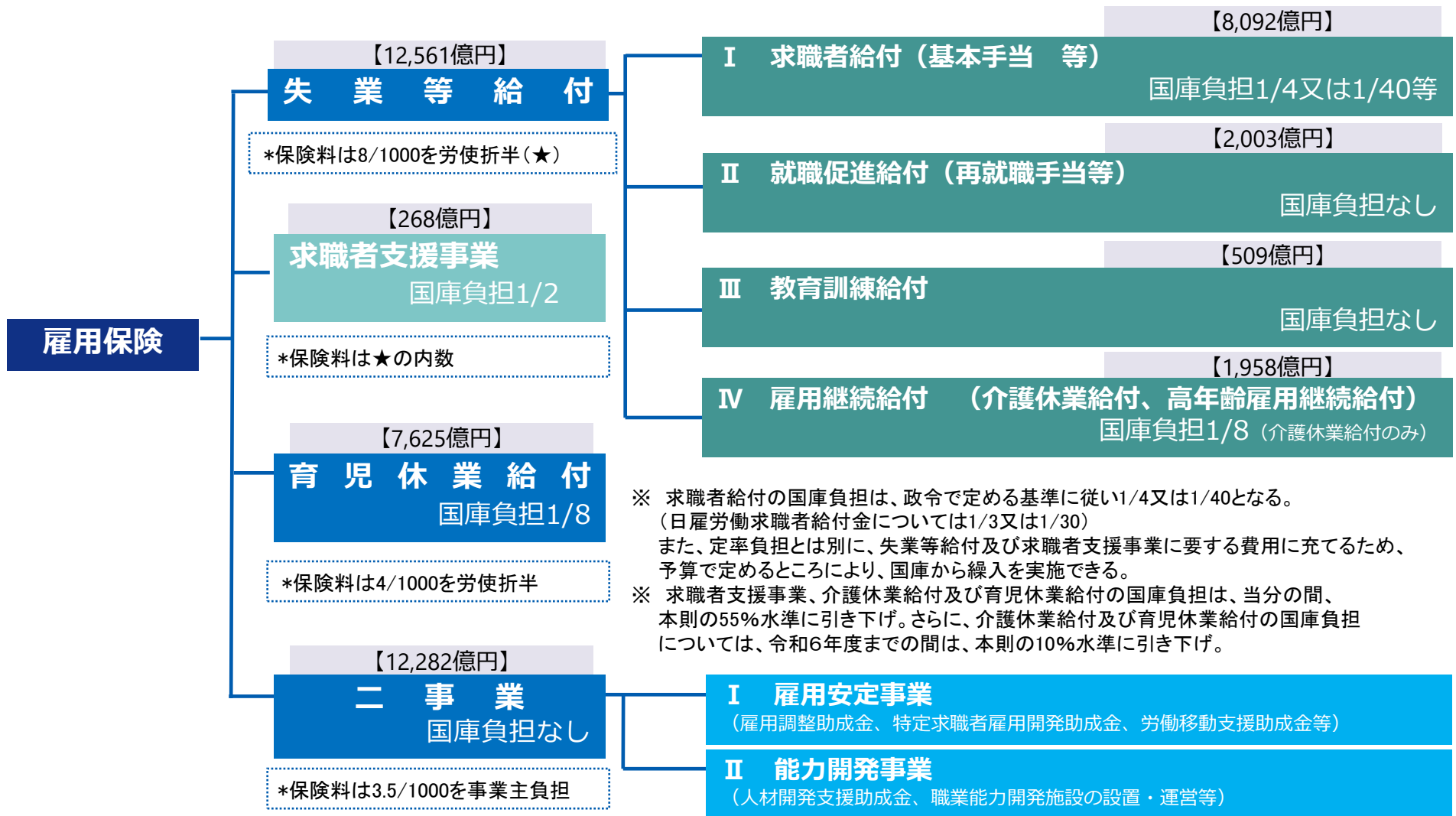
保険料率：3.5/1000（事業主負担）

国庫負担なし

- 雇用安定事業 → 雇用調整助成金、特定求職者雇用開発助成金、労働移動支援助成金など
- 能力開発事業 → 人材開発支援助成金、民間等を活用した効果的な職業訓練等の推進など

雇用保険制度の概要（体系）

※ 【】 内は令和5年度予算額



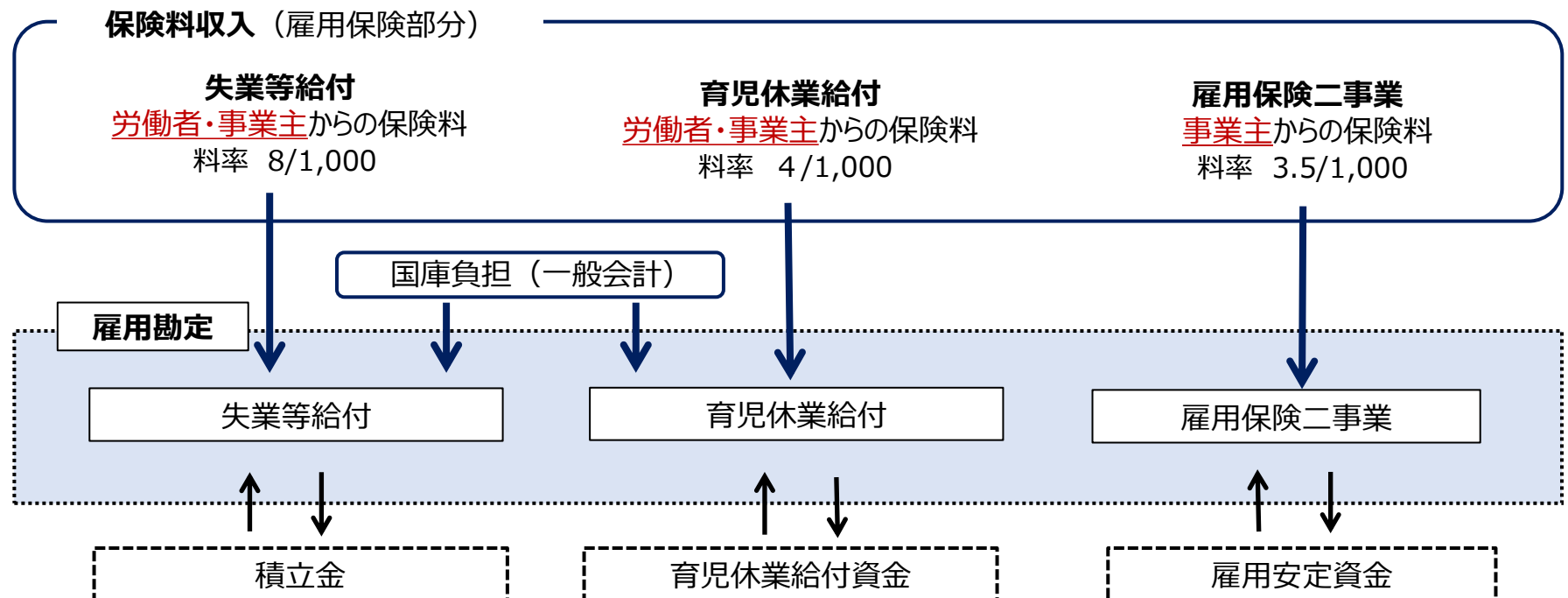
雇用保険制度の財政構造

- 雇用保険では、失業等給付、育児休業給付、雇用保険二事業を実施しており、これらを区分経理している。

※ 令和2年改正法により、令和2年度から育児休業給付を失業等給付から切り離して区分経理（育児休業給付について給付と負担の関係を明確化して均衡の取れた財政運営とするとともに、その他の給付について景気の動向によりの確に対応できるようにするため。）

- 保険料負担は、失業等給付・育児休業給付は労働者・事業主折半。雇用保険二事業は事業主のみ。

労働保険特別会計（雇用勘定）の仕組み



雇用保険の適用事業及び被保険者

適用事業及び被保険者について

○雇用保険は、一部の事業（農林水産業の個人事業で常時5人以上を雇用する事業以外＝暫定任意適用事業）を除き、労働者が雇用される事業を強制適用事業としている。【法5】

○雇用保険の適用事業（※1）に雇用される労働者を被保険者としている。【法4 I】

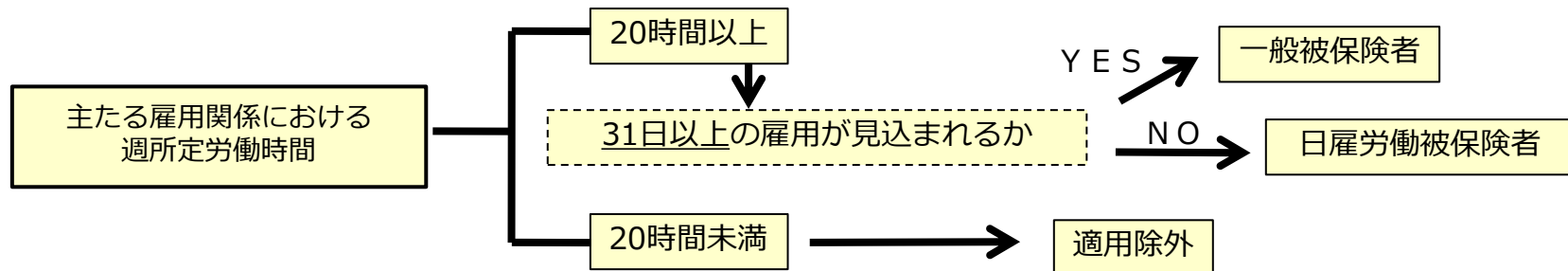
<適用除外>【法6】

- ① 1週間の所定労働時間が**20時間未満**である者
- ② 同一の事業主に継続して**31日以上**雇用されることが見込まれない者
- ③ 季節的に雇用される者（短期雇用特例被保険者に該当する者を除く。）であって、4月以内の期間を定めて雇用される者又は一週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である者
- ④ 日雇労働者（※2）であって、適用区域（※3）に居住し適用事業に雇用される等の要件に該当しない者
- ⑤ 国、都道府県、市町村等に雇用される者
- ⑥ 昼間学生

※1 労働者が雇用される事業（農林水産の事業のうち常時雇用する労働者の数が5人未満の個人事業は暫定任意適用事業）

※2 日々雇用される者又は30日以内の期間を定めて雇用される者

※3 東京都の特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの



雇用保険の適用事業及び被保険者

被保険者の種類について

(1) 一般被保険者

被保険者のうち(2)、(3)及び(4)以外の者

(2) 高年齢被保険者【法37の2 I】

65歳以上の被保険者（(3)又は(4)に該当しない者）

(3) 短期雇用特例被保険者【法38 I】

被保険者であって、季節的に雇用されるもののうち次のいずれにも該当しない者（(4)を除く）

- ① 4か月以内の期限を定めて雇用される者
- ② 所定労働時間が20時間以上30時間未満である者

(4) 日雇労働被保険者【法43 I】

被保険者である日雇労働者であって、次のいずれかに該当する者及び公共職業安定所長の認可を受けた者をいう。

- ① 適用区域(※)に居住し、適用事業に雇用される者
- ② 適用区域外の地域に居住し、適用区域内にある適用事業に雇用される者
- ③ 適用区域外の地域に居住し、適用区域外の地域にある適用事業であって厚生労働大臣が指定したものに雇用される者

※ 特別区若しくは公共職業安定所の所在する市町村の区域（厚生労働大臣が指定する区域を除く。）又はこれらに隣接する市町村の全部又は一部の区域であって、厚生労働大臣が指定するもの

I 求職者給付

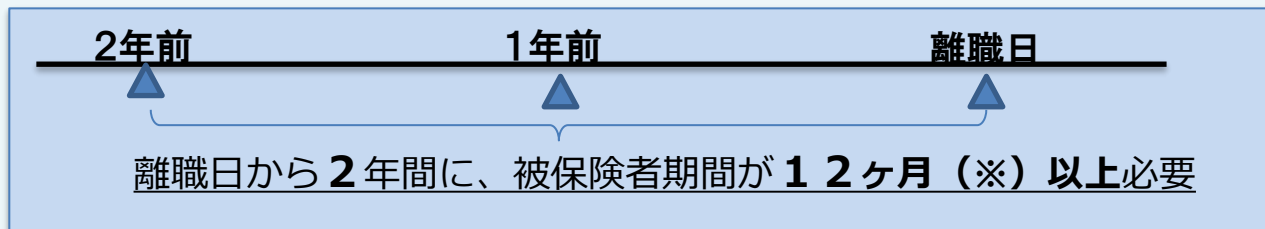
基本手当の受給要件

(1) 基本手当の受給に必要な被保険者期間【法13】

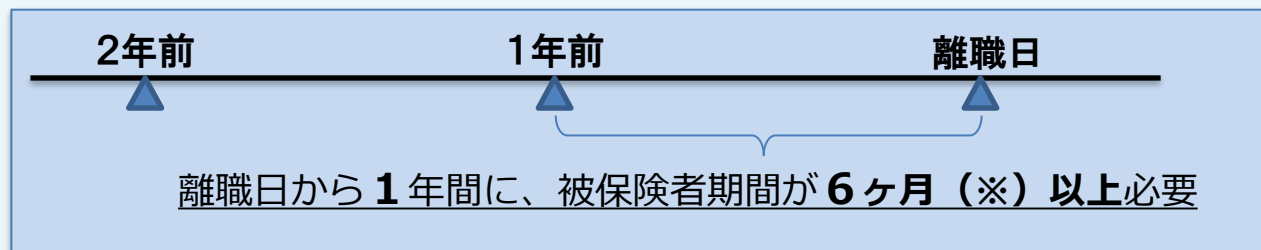
○一般被保険者が失業した際、(i)(ii)のいずれかに該当する場合に支給。

※ 4週間に1回、公共職業安定所において、失業状態にあることの認定を行う。

(i) 一般被保険者が離職した場合



(ii) 倒産、解雇等による離職者又は有期労働契約が更新されなかったこと等による離職者で、(i)の条件で受給資格を得られない場合



注) 「この法律において「失業」とは、被保険者が離職し、労働の意思及び能力を有するにもかかわらず、職業に就くことができない状態にあることをいう」(法4Ⅲ)

※ 被保険者であった期間のうち、離職日から1ヶ月ごとに区切っていった期間に賃金の支払の基礎となった日数が11日以上又は賃金の支払の基礎となった労働時間数が80時間以上ある場合、1ヶ月として計算(法14条1項、3項)

基本手当の賃金日額の上下限・給付率（概要）

$$\text{基本手当日額} = \text{賃金日額} \times \text{給付率}$$

賃金日額の年齢別上限額 【法17】（令和5年8月1日～）

年齢区分	賃金日額下限額	賃金日額上限額
30歳未満	2,746円	13,890 円
30歳以上45歳未満		15,430 円
45歳以上60歳未満		16,980 円
60歳以上65歳未満		16,210 円

基本手当の給付率 【法16】（令和5年8月1日～）

（60歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,746 - 5,110 円	80%	2,196 - 4,088 円
5,110 - 12,580 円	80 - 50%	4,088 - 6,290 円
12,580 - 16,980 円	50%	6,290 - 8,490 円

（60歳以上65歳未満）

賃金日額	給付率	基本手当日額
2,746 - 5,110 円	80%	2,196 - 4,088 円
5,110 - 11,300 円	80 - 45%	4,088 - 5,085 円
11,300 - 16,210 円	45%	5,085 - 7,294 円

基本手当の所定給付日数

(イ) 倒産、解雇等による離職者（(ハ)を除く）

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
30 歳未満	90 日	90 日	120 日	180 日	—
30 歳以上 35 歳未満		120 日	180 日	210 日	240 日
35 歳以上 45 歳未満		150 日	180 日	240 日	270 日
45 歳以上 60 歳未満		180 日	240 日	270 日	330 日
60 歳以上 65 歳未満		150 日	180 日	210 日	240 日

(ロ) 一般の離職者（(イ)又は(ハ)以外の者）

被保険者であった 期間 区分	1 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
全年齢	90 日	120 日	150 日

※ 有期労働契約が更新されなかったことによる離職者については、原則（ロ）の給付日数だが、令和 7 年 3 月 31 日までは、暫定的に（イ）の給付日数となる。

(ハ) 就職困難な者（障害者等）

被保険者であった 期間 区分	1 年未満	1 年以上 5 年未満	5 年以上 10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
45 歳未満	150 日	300 日			
45 歳以上 65 歳未満		360 日			

離職理由による基本手当の給付制限期間・被保険者期間・所定給付日数の比較

離職理由による区分		給付制限期間	受給に必要な被保険者期間	所定給付日数
特定受給資格者	倒産・解雇等の理由により再就職の準備をする時間的余裕なく離職を余儀なくされた者	なし	離職前 1 年以内に 6 か月	90日～330日
特定理由離職者	期間の定めのある労働契約について更新を希望したにも関わらず更新されなかったことにより離職した者			90日～330日 ※令和 7 年 3 月 3 1 日までの 暫定措置
	その他やむを得ない理由により離職した者		離職前 2 年以内に 12 か月	90日～150日
その他	定年・契約期間満了により離職した者	2 か月 ※ 5 年以内に 2 回を超える 場合は 3 か月		
	正当な理由がなく自己の都合により離職した者			
	自己の責めに帰すべき重大な理由によって解雇された者		3 か月	
※ 就職困難者 (障害者等)		(離職理由による)	(離職理由による)	150日～360日

10

延長給付（基本手当の給付日数の特例）の概要

(イ) 訓練延長給付【法24】

受給資格者が公共職業安定所長の指示により公共職業訓練等を受講する場合に、訓練終了までの間、その者の所定給付日数を超えて、基本手当が支給される。

(ロ) 個別延長給付【法24の2】

難病患者、発達障害者等又は災害により離職した場合等に、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間（最大120日）延長される。

(ハ) 広域延長給付【法25】

厚生労働大臣が指定した地域において、広域職業紹介により職業のあっせんを受けることが適当と公共職業安定所長が認定する受給資格者について、所定給付日数を90日超えて、基本手当が支給される。

(ニ) 全国延長給付【法27】

失業の状況が全国的に著しく悪化し、一定の基準（基本受給率4%超）を満たす場合に、全ての受給資格者について所定給付日数を90日超えて基本手当が支給される。

(ホ) 地域延長給付【法附則5】

倒産、解雇や労働契約が更新されなかったことによる離職者について、雇用情勢が悪い地域に居住し、かつ、重点的に再就職の支援が必要であると公共職業安定所長が認めた受給資格者に対して、所定給付日数を超えて、基本手当が60日間延長される。（令和7年3月31日までの暫定措置）

（１）技能習得手当【法36】

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受ける場合に、その公共職業訓練等を受ける期間について支給される。

- ・受講手当：日額500円（上限：20,000円（40日分））
- ・通所手当：運賃相当額（上限：42,500円／月）（注：通勤方法により手当額は異なる）

（２）寄宿手当【法36】

基本手当の受給資格者が、公共職業安定所長の指示した公共職業訓練等を受けるため、その者により生計を維持されている同居の親族と別居して寄宿する場合に、その寄宿する期間について支給される。（月額10,700円）

※ 「同居の親族」は、婚姻の届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。

（３）傷病手当【法37】

基本手当の受給資格者が、離職後公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをした後に、疾病又は負傷のために職業に就くことができない場合、基本手当受給期間内の当該疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないことの認定を受けた日について、支給される。（基本手当の日額に相当する額）

※ 支給日数の限度は、疾病又は負傷のために基本手当の支給を受けることができないとの認定を受けた受給資格者の所定給付日数から、当該受給資格に基づき既に基本手当を支給した日数を差し引いたものとなる。

求職者給付（高年齢求職者給付金、特例一時金及び日雇労働求職者給付金）

○高年齢求職者給付金【法37の4】

高年齢被保険者が失業した場合であって、離職の日前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当の一定日数分（30日又は50日分）の一時金が支給される。

○特例一時金【法40】

短期雇用特例被保険者が失業した場合であって、離職の前1年間に被保険者期間が6か月以上ある場合に、基本手当日額の30日分（当分の間、40日分）の特例一時金が支給される。

○日雇労働求職者給付金【法45】

日雇労働被保険者が失業した場合であって、失業の日の属する月の前2月間において通算して26日分以上の印紙保険料が納付されている場合には、公共職業安定所において失業認定を行った上で、日雇労働求職者給付金が支給される。

- ※1 なお、直近2月の各月に、同一事業主に18日以上雇用された場合又は同一の事業主に継続して31日以上雇用された場合は、日雇労働者に該当しない（公共職業安定所長の認可を受けたときを除く）。
- ※2 受給資格決定月における最大支給日数は、前2月間に貼付された印紙の枚数に応じて、13日（印紙26～31枚）から17日（印紙44枚以上）までとなる。

等級・日数	給付金日額
①第1級印紙保険料を24日以上納付	7,500円
②第1級及び第2級印紙保険料を24日以上納付（①を除く）	
③第1級、第2級及び第3級印紙保険料を24日以上納付（①、②を除く） かつ 第3級印紙保険料の算定納付日数 $\leq$ 第1級印紙保険料の納付日数 $\times 3/5$	6,200円
①、②、③以外	4,100円

Ⅱ 就職促進給付

就業促進手当【法56の3】

(イ)就業手当

受給資格者が職業に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上かつ45日以上を残して就業をした場合に、就業日ごとに基本手当日額の30%相当額が支給される（口の対象とする就職を除く。）。

(ロ)再就職手当

受給資格者が安定した職業（1年超の雇用見込みのある職業等）に就いた場合であって、所定給付日数の3分の1以上を残して再就職した場合には、支給残日数の60%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

支給残日数が所定給付日数の3分の2以上の場合には、支給残日数の70%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される。

(ハ)就業促進定着手当

再就職手当の受給者が再就職後6月間定着した場合に、離職前の賃金から再就職後賃金が低下していた者について、低下した賃金の6月分が支給される（再就職手当支給前の支給残日数の40%（再就職手当の給付率が70%の場合は、30%）が上限額。）。

(ニ)常用就職支度手当

障害者、45歳以上の再就職援助計画対象者等が安定的な職業に再就職した場合であって、支給残日数が所定給付日数の3分の1未満である者について、支給残日数の40%に基本手当日額を乗じた額の一時金が支給される（口の手当を受けられる場合を除く。）。

移転費【法58】

公共職業安定所及び職業紹介事業者（ハローワークとの連携に適さないものは除く。）の紹介した職業に就く等のため、住所又は居所を変更する必要がある場合に、受給資格者本人とその家族の移転に要する費用が支給される。

求職活動支援費【法59】

公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をする場合、交通費及び宿泊料が支給される。また、面接に際して子どもの一時的預かりを利用する場合の費用等についても支給する。

Ⅲ 教育訓練給付

教育訓練給付の概要

- 労働者の主体的な能力開発を支援するため、雇用保険被保険者又は離職後 1 年以内の者が、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受講した場合にその費用の一部を支給（教育訓練給付）。講座の内容等に応じ、専門実践・特定一般・一般の 3 類型存在。

	専門実践教育訓練給付	特定一般教育訓練給付	一般教育訓練給付
支給要件	○ 在職者又は離職後 1 年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大 20 年以内）の者 + 雇用保険の被保険者期間 3 年以上（初回の場合は 2 年以上 ）	+ 雇用保険の被保険者期間 3 年以上（初回の場合は 1 年以上 ）	+ 雇用保険の被保険者期間 3 年以上（初回の場合は 1 年以上 ）
給付内容	○ 受講費用の 50% （上限 年間40万円 ）を 6 か月ごとに支給。 ○ 訓練修了後 1 年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、 <u>受講費用の20%（上限年間16万円）</u> を追加支給。	○ 受講費用の 40% （上限 20万円 ）を受講修了後に支給。	○ 受講費用の 20% （上限 10万円 ）を受講修了後に支給。
対象講座	特に <u>労働者の中長期的キャリア形成に資する</u> 教育訓練受講を対象	特に <u>労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する</u> 教育訓練受講を対象	左記以外の <u>雇用の安定・就職の促進に資する</u> 教育訓練受講を対象
対象講座数	<u>2,820講座</u> （2023年 4 月時点）	<u>552講座</u> （2023年 4 月時点）	<u>11,625講座</u> （2023年 4 月時点）
受給者数	<u>35,906人</u> （2022年度実績） ※初回受給者数	<u>3,056人</u> （2022年度実績）	<u>78,226人</u> （2022年度実績）
支給額	<u>138.3億円</u> （2022年度実績）	<u>1.9億円</u> （2022年度実績）	<u>29.8億円</u> （2022年度実績）
制度開始	2014年10月	2019年10月	1998年12月

（注）受給者数及び支給額の2022年度実績については、速報値であり変動がありうる。

教育訓練給付の対象講座指定要件（講座の内容に関する主なもの）

専門実践教育訓練給付

特定一般教育訓練給付

一般教育訓練給付

次の①～⑦のタイプのいずれかに該当し（【】内は講座期間・時間要件）、かつ類型ごとの講座レベル要件（→下線）を満たすものを指定。

次の①～③のタイプのいずれかに該当し、かつ類型ごとの講座レベル要件（→下線）を満たすものを指定。

次の①又は②のタイプのいずれかに該当する教育訓練を指定。

- ① 業務独占資格又は名称独占資格に係るいわゆる養成施設の課程
（看護師・准看護師、社会福祉士の養成課程等）【原則 1 年以上 3 年以内で、かつ取得に必要な最短期間（法令上の最短期間が 4 年の管理栄養士の課程及び法令上の最短期間が 3 年の養成課程であって定時制により訓練期間が 4 年となるものを含む※ 5）】
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ② 専門学校の職業実践専門課程及びキャリア形成促進プログラム※ 5（商業実務、経理・簿記等）【2 年（キャリア形成促進プログラムは 120 時間以上 2 年未満）】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ③ 専門職大学院（MBA 等）【2 年以内（資格取得につながるものは、3 年以内で取得に必要な最短期間）】
→ 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上
- ④ 大学等の職業実践力育成プログラム（子育て女性のリカレント課程、経営等）※ 1
【正規課程：1 年以上 2 年以内、特別の課程：時間が 120 時間以上かつ期間が 2 年以内】
→ 就職・在職率（正規課程においては、就職・在職率及び定員充足率）の実績が一定以上
- ⑤ 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程
（ITSS レベル 3 以上、情報処理安全確保支援士等）※ 2 【時間が 120 時間以上（ITSS レベル相当 4 以上のものに限り 30 時間以上※ 3）かつ期間が 2 年以内】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ⑥ 第四次産業革命スキル習得講座（AI、IoT 等）※ 4 【時間が 30 時間以上かつ期間が 2 年以内】
→ 就職・在職率の実績が一定以上
- ⑦ 専門職大学・専門職短期大学・専門職学科の課程※ 5
【専門職大学・学科：4 年、専門職短期大学・学科：3 年以内】
→ 就職・在職率、認証評価結果、定員充足率等の実績が一定以上

- ① 業務独占資格、名称独占資格若しくは必置資格に係るいわゆる養成施設の課程又はこれらの資格の取得を訓練目標とする課程（介護職員初任者研修、生活援助従事者研修、特定行為研修等を含む）
※ 専門実践教育訓練の①に該当するものを除く。
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ② 一定レベル以上の情報通信技術に関する資格取得を目標とする課程（ITSS レベル 2 以上（120 時間未満の ITSS レベル 3 を含む））
※ 専門実践教育訓練の⑤に該当するものを除く。
→ 受験率、合格率及び就職・在職率の実績が一定以上
- ③ 短時間の職業実践力育成プログラム及びキャリア形成促進プログラム
※ 専門実践教育訓練の②・④に該当するものを除く。
→ 就職・在職率の実績が一定以上

※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。

※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。
・通学制：期間が 1 か月以上 1 年以内であり、かつ時間が 50 時間以上
・通信制：3 か月以上 1 年以内

- ① 公的職業資格又は修士若しくは博士の学位等の取得を訓練目標とするもの
- ② ①に準じ、訓練目標が明確であり、訓練効果の客観的な測定が可能なもの（民間職業資格の取得を訓練目標とするもの等）

※ 趣味的・教養的な教育訓練、入門的・基礎的な水準の教育訓練、職業能力を評価するものとして社会一般に認知されていない免許資格・検定に係る教育訓練は、対象外。

※ 講座時間・期間要件は原則として以下のとおり。
・通学制：期間が 1 か月以上 1 年以内であり、かつ時間が 50 時間以上
・通信制：3 か月以上 1 年以内

指定講座例

- 輸送・機械運転関係（大型自動車、建設機械運転等）
- 医療・社会福祉・保健衛生関係（介護技術講習会等）
- 専門的サービス関係（社会保険労務士、税理士等）
- 情報関係（プログラミング、CAD、ウェブデザイン等）
- 事務関係（簿記、英語検定等）
- 営業・販売・サービス関係（宅地建物取引主任者等）
- 技術関係（建築施工管理技士検定、電気主任技術者等）
- 製造関係（技能検定等）
- その他（大学院修士課程等）

専門実践教育訓練給付・教育訓練支援給付金の概要

- 労働者が費用負担し、厚生労働大臣が指定する教育訓練を受けた場合に、その費用の一部を雇用保険により給付する制度について、平成26年10月に「専門実践教育訓練給付金」及び「教育訓練支援給付金」を創設し、中長期的なキャリアアップを支援。

専門実践教育訓練給付金の概要

在職者又は離職後1年以内（妊娠、出産、育児、疾病、負傷等で教育訓練給付の対象期間が延長された場合は最大20年以内）の者が、厚生労働大臣の指定する専門的・実践的な教育訓練（専門実践教育訓練）を受ける場合に、訓練費用の一定割合を支給するもの

給付の内容

- 受講費用の50%（上限年間40万円）を6か月ごとに支給
- 訓練修了後1年以内に、資格取得等し、就職等した場合には、受講費用の20%（上限年間16万円）を追加支給

支給要件

- 雇用保険の被保険者期間3年以上（初回の場合は2年以上）を有する者

教育訓練支援給付金の概要

専門実践教育訓練（通信制・夜間制を除く）を受講し、修了する見込みのある45歳未満の若年離職者に対して、訓練期間中の受講支援として、基本手当日額の80%を訓練受講中に2か月ごとに支給するもの（令和6年度末までの暫定措置）

※受講開始日前に教育訓練給付金を受給していないことを要する

IV 雇用継続給付

高年齢雇用継続給付の概要

給付金の種類

① 高年齢雇用継続基本給付金

被保険者であった期間が5年以上ある60歳以上65歳未満の労働者であって、60歳以後の各月に支払われる賃金が原則として60歳時点の賃金額の75%未満となった状態で雇用を継続する高年齢者

② 高年齢再就職給付金

基本手当を受給した後、60歳以後に再就職して、再就職後の各月に支払われる賃金額が基本手当の基準となった賃金日額を30倍した額の75%未満となった者で以下の要件を満たす者

- a 基本手当についての被保険者であった期間が5年以上あること
- b 再就職した日の前日における基本手当の支給残日数が100日以上あること
- c 安定した職業に就くことにより被保険者となったこと

(注) 同一の再就職について、再就職手当と高年齢再就職給付金は併給されない。

給付額

60歳以後の各月の賃金の**15%**（令和7年度以降は10%）

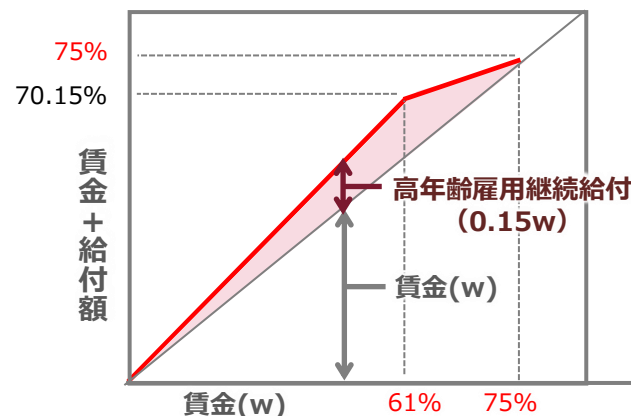
※賃金と給付の合計額が60歳時点の賃金70.15%（令和7年度以降は70.4%）を超え75%未満の場合は逡減した率【右図参照】

※賃金と給付の合計が月額37万452円を超える場合、超える額を減額

支給期間

65歳に達するまでの期間

※高年齢再就職給付金は、基本手当の支給残日数200日以上は2年間、100日以上は1年間



(注) %は60歳時点の賃金に対する割合である。

(参考) 主な制度変遷

	平成15年改正以前 (平成7年4月創設)	平成15年改正 (同年5月施行)	令和2年改正 (令和7年4月施行)
給付率	賃金の原則 25% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・ 80－85%：給付額は逡減 ・ 85%以上：支給しない	賃金の原則 15% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・ 70.15－75%：給付額は逡減 ・ 75%以上：支給しない	賃金の原則 10% ※賃金と給付額の合計が60歳時賃金に比して ・ 70.4－75%：給付額は逡減 ・ 75%以上：支給しない

1 趣旨

労働者が介護休業を取得しやすくし、職業生活の円滑な継続を援助、促進するために介護休業給付を支給する。

2 支給対象事由

労働者が対象家族の介護を行うための休業を行う場合に支給する。

イ 対象家族

- ① 配偶者（事実上婚姻関係にある者も含む。）、父母、子、配偶者の父母
- ② ①に準ずる者（労働者の祖父母、兄弟姉妹、孫）

□ 対象となる休業

対象家族 1 人につき 3 回、通算93日を限度とする。

3 支給要件

雇用保険の被保険者が、介護休業をした場合に、当該休業を開始した日前 2 年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12ヶ月以上あること。

※ ただし、期間雇用者については、介護休業開始予定日から起算して93日を経過する日から 6 か月を経過する日までに、その労働契約（契約が更新される場合にあっては、更新後のもの）が満了することが明らかでない場合に給付の対象となる。

4 給付額

休業開始前賃金の67%に相当する額

育児休業給付

育児休業給付の概要

1) 概要

労働者の職業生活の円滑な継続を援助、促進するため、労働者が1歳^{*1}（一定の場合^{*2}には最長で2歳）未満の子を養育するための育児休業を行う場合^{*3}に、育児休業給付（育児休業給付金及び出生時育児休業給付金^{*4}）を支給。

- *1 配偶者も子が1歳に達する日以前に育児休業（産後パパ育休含む。）を取得している場合は、1歳2か月（「パパママ育休プラス」）。
- *2 保育所の申込みを行ったが利用できない場合や、子を養育している配偶者が死亡した場合 等
- *3 育児休業及び産後パパ育休はそれぞれ2回まで分割して取得が可能。
- *4 出生時育児休業給付金は、産後パパ育休（子の出生後8週間以内に4週間まで取得可能）を取得した場合に支給される。

2) 支給要件

雇用保険の被保険者（原則、週の所定労働時間が20時間以上、31日以上雇用見込み）が育児休業を取得した場合に、当該休業を開始した日前2年間に、賃金の支払の基礎となった日数が11日以上ある月が通算して12か月以上あること。

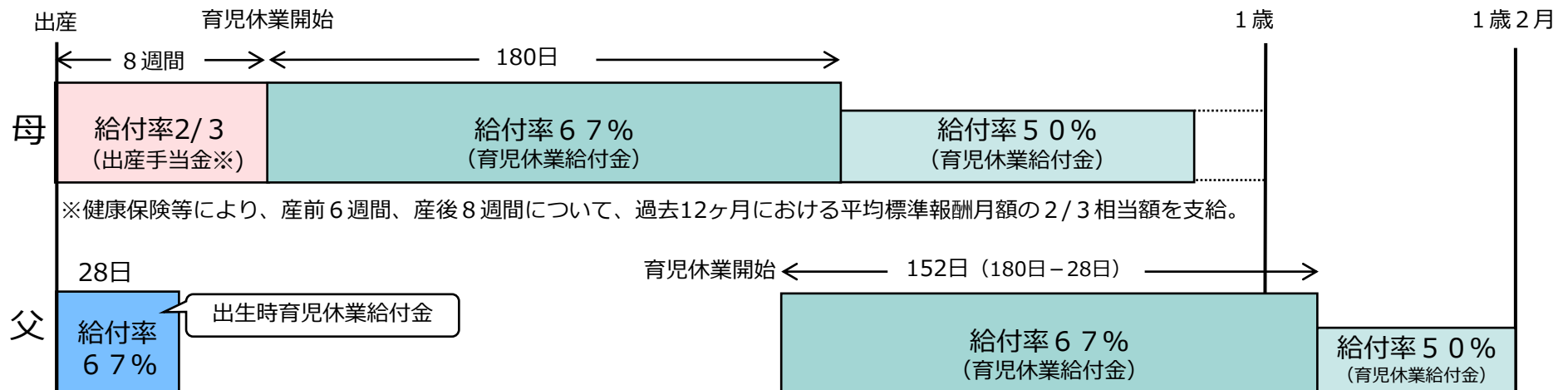
3) 給付額

育児休業開始から180日までは休業開始前賃金の67%相当額^{*5}、それ以降は50%相当額。

- *5 給付は非課税であり、育休中は社会保険料が免除（一定の要件あり）されるため、休業前の手取り賃金と比較した実質的な給付率は8割程度。
また、賃金と給付の合計額が休業開始時賃金月額80%を超える場合は、超過分を減額。
- *6 出生時育児休業給付金の支給日数は、支給率67%の日数である180日に通算される。

〔 育児休業給付の上限額・下限額（支給日数が30日の場合）：上限額 310,143円（231,450円）、下限額 53,194円（41,190円）
（括弧内は給付率50%の場合。いずれも令和6年7月31日までの金額。） 〕

「参考」男女ともに育児休業を取得する場合の例



雇用保険二事業

雇用保険二事業の概要

雇用保険二事業とは

被保険者等に関する失業の予防、雇用機会の増大、労働者の能力開発等に資する雇用対策をととして、「失業」の予防や再就職を促進し、失業等給付の抑制を図るものとして実施されている事業

事業内容

- ① **雇用安定事業**【令和5年度予算額：10,199億円（うち雇用調整助成金5,917億円）】
 - 雇用調整助成金（失業予防に努める事業主を支援）
 - 特定求職者雇用開発助成金（就職困難者の雇入れを支援）
 - 労働移動支援助成金
（離職を余儀なくされる労働者の再就職に努める事業主を支援）
- ② **能力開発事業**【令和5年度予算額：2,025億円】
 - 公共職業訓練の推進
 - ・(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構の運営費等
 - ・民間等を活用した効果的な職業訓練等の推進
 - 人材開発支援助成金（事業主が行う教育訓練への支援）

財源

事業主の保険料（賃金総額の0.35%分）のみを原資。
国庫負担はない。

※令和2～4年度に限り、
雇用調整助成金等の中小企業
の基本手当日額上限を超
える部分に一般会計から繰
入れ。



PDCAサイクル

- 個別の各事業について原則全ての事業を対象に実施。
- 定量的なアウトカム目標（就職率の向上等）を年度単位で設定する。
- 事業実績等のモニタリングを実施し、実績をもとに、事業執行率・目標達成度の観点から評価。
- 評価結果を、次々年度の予算案に反映させる（4年度の評価を6年度予算案に反映させる。）。

求職者支援制度

○ 概要

- 求職者支援制度は、雇用保険を受給できない方が、**月10万円の生活支援の給付金**を受給しながら、**無料の職業訓練**を受講し、**再就職、転職、スキルアップ**を目指す制度
- 雇用保険と生活保護の間をつなぐ第2のセーフティネットとして、**離職して収入がない者を主な対象**としているが、**在職中であっても収入が一定額以下の場合**は、給付金を受給しながら、**訓練を受講**できる
- 支給要件を満たさず給付金を受給できない場合であっても、**無料の職業訓練を受講**できる

○ 制度活用の要件

訓練受講の要件 A	● ハローワークに求職の申し込みをしていること ● 雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと ● 労働の意思と能力があること ● 訓練受講が必要とハローワークが認めたこと
職業訓練受講給付金の支給要件 B	● 本人収入が月8万円以下 ● 世帯全体の収入が月30万円以下 ● 世帯全体の金融資産が300万円以下 ● 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない ● 訓練の8割以上に出席している ※病気などのやむを得ない事情による欠席の理由を証明できる場合に限る 育児・介護中の者や求職者支援訓練（基礎コース）の受講者については、欠席の理由を証明できなくとも2割までの欠席を認める ● 世帯に同時に職業訓練受講手当を受給している者がいない ● 過去3年以内に偽りや不正で特定の給付金を受給していない

○ 主な対象者

* 職業訓練受講手当の対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者（※）については、通所手当のみ受給可
 （※）本人収入12万円以下、かつ世帯収入34万円以下

給付金を受けて訓練を受講している者 **【AとBに該当する者】**

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講している者（無料の職業訓練のみ受講） **【Aのみ該当する者】**

離職者	親や配偶者と同居し収入がある方など（親と同居している学卒未就職者など）
在職者	一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

○ 求職者支援制度の対象となる職業訓練

- 民間教育訓練機関が実施する就職に資する訓練を、求職者支援訓練として認定
 - 求職者支援訓練は、地域の求人ニーズを踏まえ都道府県ごとに策定された地域職業訓練実施計画に基づき認定
 - 訓練受講者が希望する場合、給付金を受給しながら公共職業訓練などを受講することができる
- ※ 公共職業訓練は主に雇用保険受給者を対象とする訓練。求職者支援訓練は主に雇用保険を受給できない者を対象とする訓練
雇用保険受給者は、希望する場合に求職者支援訓練を受講できるが、雇用保険を受給できない者の受講が優先される
公共職業訓練の期間は、3か月から2年（令和6年3月末まで特例として1か月から2年）「など」は就職氷河期世代向け訓練など

○ 求職者支援訓練の種類

基礎コース	訓練内容	社会人としての基礎的能力および短時間で習得できる技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>2か月から4か月</u>	
	訓練分野	<u>ビジネスパソコン基礎科、オフィスワーク基礎科</u> など	
実践コース	訓練内容	職務遂行のための実践的な技能などを付与する訓練	
	訓練期間	<u>3か月から6か月</u> （就職に直結する資格を取得できる介護分野などは2か月から） ※ <u>在職中の方等で訓練期間や訓練時間に配慮が必要な方を対象とした訓練コースは2週間から</u> （令和6年3月末までの特例措置）	
	訓練分野	<u>IT</u> <u>営業・販売・事務</u> <u>医療事務</u> <u>介護福祉</u> <u>デザイン</u> <u>その他</u>	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など OA経理事務科、営業販売科など 医療・介護事務科、調剤事務科など 介護職員初任者研修科、介護職員実務者研修科など 広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など 3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

○ 求職者支援訓練の実施機関に対する奨励金

基礎コース	受講者数に応じて定額を支給 <u>6万円／人月</u>
実践コース	訓練修了者のうち、 <u>安定した雇用が実現した（雇用保険被保険者となった）者の割合に応じて支給</u> <u>60%以上：7万円／人月、35%以上60%未満：6万円／人月、35%未満：5万円／人月</u>

※この他、託児サービスを提供する訓練実施機関に対し、児童一人当たり月6万6千円を限度に保育奨励金を支給。

○ 職業訓練受講給付金の支給額

職業訓練受講手当	月10万円 ※ やむを得ない理由以外の理由で訓練を欠席した場合、原則不支給となるが、育児・介護中の者及び求職者支援訓練（基礎コース）の受講者については、減額したうえで受給可
通所手当	訓練施設へ通所する場合の定期乗車券などの額（月上限42,500円） ※職業訓練受講手当（月10万円）の対象とならない者のうち、収入が一定額以下の者（本人収入12万円以下、世帯収入34万円以下）については、 通所手当のみ受給可
寄宿手当	月10,700円 ※ 同居の配偶者、子および父母と別居して寄宿する場合などに受給可

[求職者支援資金融資]

職業訓練受講手当を受給しても訓練期間中の**生活費が不足する場合、職業訓練受講手当に上乗せして資金を融資**

- ・貸付額：**単身者月額5万円、扶養家族を有する者月額10万円×職業訓練受講手当の受講予定訓練月数**
- ・利率：2%（うち信用保証料0.5%）・担保・保証人：不要

○ 訓練受講者に対する就職支援

ハローワークでは、職業訓練の情報提供や、訓練受講者ごとの**就職支援計画の作成**、訓練受講中における訓練実施機関と連携した支援など、**訓練開始前から訓練終了後の就職に至るまで、就職に向けた個別・伴走型できめ細やかな支援**を行う

就職支援のながれ（3か月訓練の例）

